

「平成29年度県産農林水産物を活用した食育推進事業業務委託」
業務企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

地域の農林水産物を使って食育を実践することで、その背景にある地域の産業や食、自然、文化などの人の営みを深く知ることができるとともに、家族等と食卓を囲む共食との相乗効果で、食文化や作法などさまざまな情報を子どもの世代へ維持・継承することが可能となります。

このため、本委託事業では、小売事業者や生産者などと連携し、県産農林水産物をテーマとした食育啓発資材の作成や調理講習会を実施することにより、県民による地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践等を推進するものとします。

2 業務内容

(1) 県産農林水産物を活用した食育調理講習会の開催

地域食文化の保護・継承や日本型食生活等の食育活動の県民による実践等を推進するために、県産農林水産物を使用した「食育調理講習会」（以下「調理講習会」という。）を以下の条件下で実施するものとする。

1) 実施場所

- ・三重県内の「みえ地物一番の日」キャンペーン（以下「地物一番キャンペーン」という。）協賛事業者※の店舗や農林水産物直売所等から、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」（以下「安心食材制度」という。）に認定された農林畜産物を多く扱っているところを選んで実施すること。
- ・場所の選定にあたっては、県内の特定の地域のみには偏らないように配慮すること。

※地物一番キャンペーン協賛事業者は「みえ地物一番の日」ホームページ

<http://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/jimonoichiban/index.shtm> 内の「参加会員一覧」を、参照のこと。ただし「参加会員一覧」には、生産者など店舗を持たない事業者も含まれるので、この中から効果的・効率的に実施できる場所を選んで行うこと。

※県内の農林水産物直売所については、「美味し国三重の産直マップ」のホームページ
<http://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/sanchoku/> を、参照のこと。

2) 実施回数

- ・10回以上行うこと。

3) 実施時期

- ・(2)の啓発資材の作成やアンケートの実施等と連携するとともに、県産農林水産物の旬の時期なども勘案し、効果的・効率的に実施すること。

4) 実施方法

- ・スーパーや直売所の店頭等で、安心食材制度に認定された農林畜産物等の県産食材を使った調理講習会を実施すること。
- ・調理方法を実演・レクチャーし、対象者には必ずその日に講習内容とした調理方法のレシピと下記の(2)1)①の資料等を配布するとともに、人数等を把握しておくこと。
- ・実施回数のうち5回は調理専門家や生産者を招いて重点的に実施すること。
- ・普及啓発に効果的なのぼりやPOP等の資材を準備のうえ使用すること。

(2) 県産農林水産物をテーマとした食育啓発資材の作成・配布

地域食文化の保護・継承や日本型食生活の県民による実践等を推進するための、下記1)、2)の啓発資材の作成・配布を行うものとする。なお、配布にあたっては(1)の調理講習会と連携し、参加者へ配布するなど効果的に実施すること。

1) 県産の農林畜産物をテーマとした食育啓発資材

以下の①、②の2種類を作成すること。

① 県産農林畜産物の情報発信とアンケートに関する資料

県民の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に資するために、地域の農林畜産物とその生産現場の情報を発信する資料を作成すること。また、資料には地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向けた消費者の動向を把握するためのアンケ

ート欄を設け、県民の意見が聞けるように配慮すること。

- ・作成部数：10,000部×2種類
- ・規格：B4、カラー4色、両面印刷、二つ折り（仕上がりサイズはB5タテ）程度
- ・作成・配布時期：前半（8月～11月）と後半（11月～3月）に1種類ずつ配布できるように、作成すること。
- ・配布先：県内直売所、小売店等約100カ所
- ・留意事項：アンケートの内容等についてはフードイノベーション課と協議すること。

② 県産農林畜産物の調理方法等を紹介した資料

地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に資するために、県産の農林畜産物を活用した調理法等を書いた資料を作成すること。

- ・作成部数：50部×2種類
- ・規格：カラー4色
- ・作成・配布時期：前半（8月～11月）と後半（11月～3月）に1種類ずつ配布できるように、作成すること。
- ・発送先：フードイノベーション課の指示によるものとする。
- ・留意事項：資料は、別途フードイノベーション課が提供する県産農林畜産物と合わせて発送すること。

2) 県産の水産物をテーマとした食育啓発資材

県民の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に資するために、直売所、スーパー等の小売業者や飲食業者等と連携して、店頭で県産の水産物の情報や食べ方などを発信するための普及啓発資材を作成し、小売事業者の店頭で設置するとともに、店舗側の意見収集などにより効果の把握を行うものとする。

① 対象店舗数：3店舗以上

② 留意事項

- ・スーパー等の小売事業者が店頭で活用しやすいものであること。
- ・入荷量の変動しやすい水産物の動向に対応できること。
- ・消費者に対して、県産の魚介類の紹介、食べ方の紹介ができること。
- ・見やすく、消費者に対する訴求効果があるもの。

(3) 留意事項等

- ・PRで開発した資材の著作権・版権は委託者である県に所属するものとする。
- ・対象となる経費は、1)は講師謝金・旅費、賃金（アシスタント）、会場借料、調理体験に教材として使用する食材費、資料印刷費、保険料、通信運搬費、消耗品費、2)は教材編集料、印刷費、啓発資材作成費、通信運搬費、消耗品費とする。

3 契約上限額

1,532,304円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

- (1) 委託事業名
平成29年度県産農林水産物を活用した食育推進事業
- (2) 委託期間
契約の日から平成30年3月16日（金）まで
- (3) 成果品
実績報告書の提出を次のとおり行うこと。
 - (ア) 報告内容
委託業務の実施内容に関すること
 - ① 活動日時
 - ② 場所
 - ③ 活動者氏名
 - ④ 実施内容
 - ・調理講習会の実施状況（日時、講師、参加者数、配布資料など）
 - ・写真
 - ・作成した食育啓発資料
 - ・資料の配布状況
 - ・その他、事業の目的達成のために実施した内容
 - (イ) 提出期限
平成30年3月16日（金）までに提出するものとする。
 - (ウ) 提出方法
原則として、様式は任意とするが県との協議により決定すること。
紙ベースならびに電子データ（CD-ROM）で提出すること。

6 参加確認申請書の提出

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を作成・押印のうえ、1部提出すること。
- (2) 提出期限等
企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けない。）
提出期限は平成29年5月10日（水）15時必着とする。郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。
- (3) 提出先
〒514-8570 津市広明町13番地
三重県農林水産部フードイノベーション課（県庁6階）
電話059-224-2395

7 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案関連資料を、別に設置する「平成29年度県産農林水産物を活用した食育推進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

なお、提出された企画提案関連資料の審査を行うための、提案者によるプレゼンテーションを以下の「8プレゼンテーションの実施」のとおり実施する。プレゼンテーションは必須とし、プレゼンテーションを実施した企画提案についてのみ、審査を行う。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

- (1) 企画性
 - ・提案の内容は一連の企画として、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2) 的確性
 - ・提案の内容は仕様書と合致し、具体的に記述されているか。
- (3) 専門性
 - ・県産農林水産物について十分な知識を有しているか。
- (4) 経済性
 - ・十分な効果が期待できる適正な見積もり、費用対効果の高い内容となっているか。

(5) 業務推進体制

- ・委託業務を実施できる十分な受託体制があるか。
- ・小売店等、関係機関等との連絡調整等に十分な人員を配置し、活動するようになっているか。
- ・新規雇用者に対して十分な研修を実施できる体制となっているか。

8 プレゼンテーションの実施（必須）

提案者から提出される企画提案関連資料による審査と併せ、提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーションは提案者による説明15分、選定委員会の質疑10分とし、平成29年5月19日（金）午後から三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館3階第303会議室で実施するものとする。なお、プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に平成29年5月17日（水）17時までに電子メール又はFAXにて連絡する。

9 企画提案関連資料の提出

(1) 提出を求める企画提案関連資料

以下の1)～3)は合わせたものを10部（正本2部、副本8部）を、4)については各1部を提出すること。

1) 企画提案書（第3号様式）

様式により、以下の内容を提案すること。要押印。

① 実施方針

効果的・効率的に目的を達成するための基本的な実施方針について提案

② 年間スケジュール

月ごとのスケジュールを提案

③ 調理講習会の場所、時期、回数と選定理由

調理講習会を行う予定の直売所やスーパーなどの店舗を地区ごと提案するとともに、実施場所を選んだ理由を記載

④ 調理講習会の実施方法

消費者に対して地域食文化の保護・継承や日本型食生活等の食育活動の県民による実践を促進するための、県産農林水産物を使用した調理講習会を効果的に行うための方法について提案

⑤ 食育啓発資材の作成

2業務内容(2)1)の①と②で示した県産農林畜産物をテーマとした啓発資材それぞれ2種類と、同2)で示した県産の水産物をテーマとした啓発資材について、企画案を提案

⑥ 業務執行体制（任意組織である場合は構成員名も記載）

⑦ 企画提案者の概要

2) 費用内訳書（「消費税込み」か「外税」かを表記のこと。様式自由）

3) その他企画提案に関する有効な資料（任意。様式自由）

4) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し（1部）

(2) 提出期限等

企画提案関連資料は、持参または郵送で提出すること。（電子メール、FAXによる提出は受け付けない。）提出期限は、平成29年5月16日（火）15時必着とする。

郵送の場合は、電話にて提出先へ到着を確認すること。

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課（県庁6階）

電話：059-224-2395

(4) 審査結果の通知

提出された企画提案関連資料の内容により適否評価を行い、最優秀受託候補者を選定し、平成29年5月24日（水）までに、その結果を各提案者に対し文書で通知する。

10 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行うこと。

(1) 提出方法

FAX (059-224-2521) 又はEメール (foods@pref.mie.jp) で受け付ける。

様式は自由で用紙はA4版を使用し、質問者の組織名、担当部署名、担当者の氏名、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを明記すること。

質問書の送信後、必ず電話にて提出先へ着信を確認すること。

(2) 提出期限

平成29年4月28日(金) 12時必着

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課(県庁6階)

電話:059-224-2395 FAX:059-224-2521

E-mail:foods@pref.mie.jp

(4) 回答

受け付けたすべての質問及び回答については、平成29年5月1日(月) 17時までに県ホームページに掲載する。

1.1 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者は決定後、フードイノベーション課と契約に向けて委託内容等に関して協議を行うものとする。提出を求める資料は、以下のとおりとし、提出期限は別途指示する。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案関連資料提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案関連資料提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 見積書(別途指示する)
- (5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」(第4号様式)

1.2 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載する。
- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

1.3 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1.4 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

15 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

18 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。
- (2) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。
- (6) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (7) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

19 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課

電話：059-224-2395 FAX：059-224-2521

E-mail：foods@pref.mie.jp

担当：藤島、池中